

がん医療の充実（がん医療に係る人材育成と提供体制等）に関する意見について

がん医療の充実について、以下のとおり意見を提出します。

①国の責務として、がん医療で不足している分野の人材育成を図ること

（理由）

がん医療の均てん化に向けて、がん放射線治療医や医学物理士等、がん医療で不足している分野の医療従事者の育成について、各都道府県のがん診療連携拠点病院・自治体単位で人材育成することは困難であり、必要な人材を確保することが出来ない状況である。

これらの現状を踏まえ、不足している分野の医療従事者の育成について、次期がん対策推進計画に記載されたい。

②各都道府県のがん診療連携拠点病院に対して、地域の医療従事者等のボトムアップのための人材育成にかかる補助制度の充実を図ること

（理由）

がん診療連携拠点病院等に対して、求められる役割は、年々増えており、地域の医療従事者等のボトムアップのための人材育成に係る余力がない状況である。

これらの現状を踏まえ、がん診療連携拠点病院等に対して、地域医療従事者等の人材育成にかかる目標設定と合わせて、補助制度の充実されたい。

③国の責務として、がん医療の均てん化に向けた建物・医療機器等のハード整備を図ること

（理由）

がん医療の標準治療を受けることが出来ない医療圏では、医療機関の経営努力及び自治体からの補助だけでは、建物及び医療機器の整備について、整備、維持管理していくことは困難な状況である。

これらの現状を踏まえ、がん医療の均てん化に向けた建物・医療機器等のハード整備を図ることについて、次期がん対策推進計画に記載されたい。